（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百八人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十五人を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十六人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百八十九人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官三十二人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十三人以内を置く。

2　（略）

（海洋利用調整官）

第百四十八条の八　港湾事務所等を通じて海洋利用調整官四人以内を置く。

2　海洋利用調整官は、命を受けて、促進区域内海域の保全及び管理に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち二十七人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち四人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち二十二人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち五人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十九条の用地官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　（略）

3　第百四十三条の用地対策官（前項に規定するものを除く。）のうち、一人は令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百人以内を置く。

2　（略）

（総括地域防災調整官）

第百四十五条の二　河川国道事務所等を通じて総括地域防災調整官十六人を置く。

2　（略）

（総括保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて総括保全対策官四十三人を置く。

2　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百八十五人以内を置く。

2　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官十六人以内を置く。

2　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十二人以内を置く。

2　（略）

（新設）

附　則

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち三人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち二十四人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

3　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

4　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

5　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち三人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち六人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

（新設）

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

2　（略）

（新設）